

申告書は、国税庁ホームページで作成できます！

作成コーナー

検索

【設例】

- 青色の番号を付した金額などを申告書の同じ番号を付した欄に転記します。

平成 29 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 住所(国) 〇〇市△△町×-××-×		受領者番号	
氏名 〇〇市△△町×-××-×		氏名 営業課長	
種別 ①		給与所得の金額 ②	
給料・賞与 6,800,000		給与所得の金額 4,920,000	
控除対象配偶者の有無等 老人 控除の額 特定(配偶者を除く) 16歳未満扶養親族の数 障害者の数 非居住者である親族の数		控除対象扶養親族の合計所得 2,508,484	
社会保険料等の金額 1,053		生命保険料の控除額 484	
地震保険料の控除額 40		住宅借入金等特別控除の額 25,000	
支払者 住所(国) 〇〇区〇〇 X-X-X 氏名 〇〇産業株式会社		支払を受ける者 住所(国) 〇〇市△△町×-××-× 氏名 国税太郎	

- 「給与所得の源泉徴収票」は、原本を添付書類台紙などに貼って申告書と一緒に提出しなければなりません。

■ 平成 29 年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書 FA 4 0 2 1 ■

○ この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に使用します。		整理番号
○ この明細書の書き方については、控除の裏面を参照してください。		
1 住所及び氏名		2 増改築等をした部分に係る事項
住所 〇〇市△△町×-××-× 氏名 国税太郎		増改築等をした部分に係る事項
3 増改築等をした部分に係る事項		増改築等をした部分に係る事項
4 特定取得に係る事項		特定取得
5 家屋や土地等の取得対価の額		
6 居住部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高		
7 特定増改築等に係る事項		
8 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額		
9 控除証明書の要否		

- 住宅の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合や、「住宅取得等資金の贈与税の非課税」又は「住宅取得資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受けた場合には、『(付表1) 補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額の計算明細書』を併せて使用します。
- また、連帯債務に係る住宅借入金等がある場合には、『(付表2) 連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書』を併せて使用します。
- ※ 重複適用を受けられる方は、「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」、震災特例法の重複適用の特例を受けられる方は、「東日本大震災により自己の所有する家屋が被害を受け居住の用に供することができなくなった場合に住宅借入金等特別控除等を受けられる方へ」をご覧ください。

給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除用の記載例

(この記載例は、給与所得について年末調整を受けた方が、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受ける場合の申告書の書き方の例です。他に申告する所得のある方や(特定増改築等)住宅借入金等特別控除以外の各種控除額が年末調整を受けたものと異なる方は、『確定申告の手引き 確定申告書A用』又は『確定申告の手引き 確定申告書B用』を参照してください。また、住宅借入金等特別控除に関する詳しいことは、『住宅借入金等特別控除を受けられる方へ』を参照してください。なお、家屋にバリアフリー改修工事、省エネ改修工事又は同居改修工事を含む増改築等をした場合には、『特定増改築等住宅借入金等特別控除を受けられる方へ』も参照してください。

※ この記載例では、『平成29年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書』を『計算明細書』と表記しています。

確定申告書には、マイナンバー(個人番号)を記入する必要があります。『計算明細書』への記入は不要です。

税務署長 〇〇 平成 29 年 2 月 16 日 平成 29 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書A		FA 0 1 1 3	
住所 〇〇市△△町×-××-×		個人番号	
氏名 国税太郎		フリガナ	
性別 男		世界主との続柄	
生年月日 3 5 1 1 2 0 6		電話番号	
住所 同上		整理番号	
収入金額等		所得金額	
給与 6,800,000		給与 4,920,000	
雑 公的年金等 ①		雑 ②	
配当 ③		配当 ④	
一時 ⑤		一時 ⑥	
合計 ⑦		合計 ⑧	
社会保険料控除 ⑨		社会保険料控除 ⑩	
生命保険料控除 ⑪		生命保険料控除 ⑫	
地震保険料控除 ⑬		地震保険料控除 ⑭	
寡婦・寡夫控除 ⑮		寡婦・寡夫控除 ⑯	
勤労学生・障害者控除 ⑰		勤労学生・障害者控除 ⑱	
配偶者(特別)控除 ⑲		配偶者(特別)控除 ⑳	
扶養控除 ㉑		扶養控除 ㉒	
基礎控除 ㉓		基礎控除 ㉔	
雑損控除 ㉕		雑損控除 ㉖	
医療費控除 ㉗		医療費控除 ㉘	
寄附金控除 ㉙		寄附金控除 ㉚	
合計 ㉛		合計 ㉜	

- 還付される税金の受取に当たって、振込みを希望する場合は次により記入します。
- 銀行等の場合は、銀行等の名称、預金種類(該当する預金種類(総合口座の場合には「普通」)に○印を付けます。)及び口座番号を記入します。
- ゆうちょ銀行の場合は、貯金総合通帳の記号番号のみを記入します。
- 〔他の金融機関との振込用の「店名(店番)」、「口座番号」は記入しないでください。また、記号部分と番号部分の間に「1」桁の数字(通帳再発行時に表示される「2」などの枝番)がある場合は、その数字の記入は不要です。〕
- ※ 預貯金口座の口座名義は、申告者ご本人の氏名のみをの口座をご利用ください。
- 預貯金口座の名義に、店名、事務所名などの名称(屋号)が含まれる場合や、名義が旧姓のままである場合には、振込みできないことがあります。
- ※ インターネットバンキングは、特定の銀行を除いて還付金の振込みはできませんので、振込みの可否については取引している銀行にお問合せください。
- ※ ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取を希望する場合は、受取を希望する郵便局名等を記入してください。

- 「16歳未満の扶養親族」欄には、扶養控除の対象とならない16歳未満の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名・続柄・生年月日・別居の場合の住所・マイナンバー(個人番号)を記入します。
- 「別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族の氏名・住所」欄には、控除対象配偶者・控除対象扶養親族のうち、別居している方の氏名と住所を記入します。
- なお、還付申告の方で、申告する所得が年末調整を受けた給与所得のみの場合に、その別居している方の申告書第二表の⑫～⑭欄の記入を省略するときは、マイナンバー(個人番号)も記入します。
- 「配当に関する住民税の特例」欄には、「配当所得の金額(申告書第一表の③)」と「確定申告不要制度を選択した非上場株式の少額配当等」の合計金額を記入します。
- 「非居住者の特例」欄には、平成29年中の非居住者(国内に住所を有しない方等をいいます。)であった期間内に生じた国内源泉所得の金額のうち所得税及び復興特別所得税で源泉分離課税の対象となった金額を記入します。

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額は、『計算明細書』の二面の該当する算式のうちいずれか一の算式により計算します。

平成29年分 所得税の税額表 [求める税額＝A×B－C]		
①課税される所得金額	②所得税の税率	③控除額
1,000円から 1,949,000円まで	0.05 (5%)	0円
1,950,000円から 3,299,000円まで	0.1 (10%)	97,500円
3,300,000円から 6,949,000円まで	0.2 (20%)	427,500円
6,950,000円から 8,999,000円まで	0.23 (23%)	636,000円
9,000,000円から 17,999,000円まで	0.33 (33%)	1,536,000円
18,000,000円から 39,999,000円まで	0.4 (40%)	2,796,000円
40,000,000円以上	0.45 (45%)	4,796,000円

《計算例》 「課税される所得金額」が 2,411,000 円の場合の税額
2,411,000 円 × 0.1 - 97,500 円 = 143,600 円

- ③欄には、「③4の金額(基準所得税額) × 2.1%」の金額を記入します。
- 《計算例》 ③4の金額が 43,600 円の場合の復興特別所得税額
43,600 円 × 0.021 = 915 円
(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。)

平成 29 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書A		FA 0 0 6 7	
住所 〇〇市△△町×-××-×		氏名 国税太郎	
所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)		所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)	
給与 6,800,000		給与 4,920,000	
雑 ①		雑 ②	
配当 ③		配当 ④	
一時 ⑤		一時 ⑥	
合計 ⑦		合計 ⑧	
社会保険料控除 ⑨		社会保険料控除 ⑩	
生命保険料控除 ⑪		生命保険料控除 ⑫	
地震保険料控除 ⑬		地震保険料控除 ⑭	
寡婦・寡夫控除 ⑮		寡婦・寡夫控除 ⑯	
勤労学生・障害者控除 ⑰		勤労学生・障害者控除 ⑱	
配偶者(特別)控除 ⑲		配偶者(特別)控除 ⑳	
扶養控除 ㉑		扶養控除 ㉒	
基礎控除 ㉓		基礎控除 ㉔	
雑損控除 ㉕		雑損控除 ㉖	
医療費控除 ㉗		医療費控除 ㉘	
寄附金控除 ㉙		寄附金控除 ㉚	
合計 ㉛		合計 ㉜	

- 居住開始年月日の頭部に、『計算明細書』の二面で「2」を選択した方は「特」を、「3」又は「4」を選択した方は「認」を、「5」を選択した方は「働」を、「6」を選択した方は「働」を、「7」を選択した方は「働」を、「8」を選択した方は「働」を付けて記入します。
- また、住宅の取得等が特定取得に該当する場合は、居住開始年月日の末尾に「(特定)」と記入します。